

事後審査型一般競争入札の執行について

諏訪市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年8月5日

諏訪市長 金子 ゆかり

1. 入札対象工事

工 事 名	令和7年度 緊急自然災害防止事業 新川水系神子沢水路改修工事
工 事 場 所	諏訪市 豊田有賀 地内
工 事 概 要	施工延長 L=160m 水路工 L=289m 盛土補強土壁工 A=152.9m ² 大型カゴ枠工 N=1式
工 期	契約締結の日 から 令和8年3月19日

2. 入札に参加できる者の条件

諏訪市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	土木一式工事 格付けA級
建 設 業 許 可	土木一式工事について、特定建設業の許可を有していること。
配 置 技 術 者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。なお、監理技術者にあつては、当該対象業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 (2) 本件入札参加申請日以前に入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有していること。
所 在 地 要 件	諏訪市内に、諏訪市建設工事入札参加資格者名簿に登録された本店(諏訪市本店扱い認定の支店等を含む)を有すること。
施 工 実 績 要 件	不 要
その他の参加資格要件	諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年諏訪市告示第133号)第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。

3. 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和7年8月5日(火) から 令和7年8月15日(金) まで 午後4時	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。 ・諏訪市役所企画部財政課へ持参するか、又は期日までに郵送により提出すること(必着)。
設計図書等の閲覧 入 手	令和7年8月5日(火) から 令和7年8月25日(月) まで	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和7年8月5日(火) から 令和7年8月18日(月) まで 午後4時	・質問書様式は自由(具体的に記載することとし、社印及び社判(代表者印)を押印すること)。 ・諏訪市役所企画部財政課へ持参するか、又は期日までに郵送により提出すること(必着)。
回 答 閲 覧 期 間	令和7年8月20日(水) から 令和7年8月25日(月) まで	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
入 札 日 時 ・ 場 所	令和7年8月26日(火) 午前9時00分	諏訪市役所 501会議室(本庁5階)
開 札 日 時 ・ 場 所	入札日時・場所に同じ	
入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 提 出 に つ い て	・提出書類は「事後審査型一般競争入札入札参加資格要件確認書類(様式第2号～第4号)」とする。 ・落札候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に提出すること。 ・提出場所 諏訪市役所 企画部財政課 (本庁3階)	
落 札 者 の 決 定 等	・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日を除く。)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等で通知する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、文書により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から4日以内に市長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。 ・説明を求めた者に対しては、文書により回答する。	
入 札 結 果 の 公 表	契約を締結した後、諏訪市役所企画部財政課にて公表する。	

(注意) 上記申請又は閲覧等の受付時間は、定めがある場合を除き、諏訪市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条に規定する市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

4. 入札事項等

最低制限価格制度	適用あり
低入札価格調査制度	適用なし
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	契約額の100分の10以上の金銭的保証
前 金 払	適用あり
部 分 払	適用あり
入 札 執 行 回 数	2回 (2回目の入札において落札候補者がいない場合における見積入札は実施しない。)
工 事 費 内 訳 書	必ず持参すること。入札書の提出と同時に提出を求める。

5. その他の事項

- (1) 「諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱」「諏訪市最低制限価格制度実施要綱」「低入札価格調査制度事務処理要綱」「諏訪市入札心得」を熟読のうえ、ご参加ください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 初回の入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないものとします。
- (4) 入札書の提出と同時に内訳書の提出が必要となります。内訳書がない場合や内訳書に不備がある場合は、それに係る入札書が無効となりますので、十分にご注意ください。

6. 提出先及び問い合わせ先

諏訪市役所 企画部財政課(本庁3階) TEL0266-52-4141 内線313